

ご案内

応援します

住宅の耐震化

【木造住宅の無料簡易耐震診断】

市内の昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方

【住宅の建築年月日が確認できるもの(建築確認通知書等)の写しと住宅の図面の写しを持って、直接住宅課(市庁舎8階)へ。】

※簡易耐震診断の受け付けは、1月29日までです。2016年度の受付開始は4月を予定しています。

【木造住宅耐震助成について】

精密耐震診断(簡易耐震診断を終えた方)、耐震設計(精密耐震診断を終えた方)、耐震改修工事(耐震設計を終えた方)、耐震シェルター等設置の受け付けは、1月15日までです。

青年海外協力隊

ラオスへ出発しました

(独)国際協力機構(JICA) ボランティアの青年海外協力隊として派遣が決まった、市内在住の高尾翼さんが、出発の報告のため12月18日に市役所を訪れました。



高尾翼さん

す。2016年度受付開始は4月を予定しています。

【木造住宅耐震相談会】

市内の昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方

【1月17日(日)午後2時〜4時】場市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)

【木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け】

【50人(申し込み順)】

市立小・中学校 入学説明会を開催

4月に市立小・中学校に入学するお子さんの保護者の方へ、入学に際しての説明会を開催します。

各学校の説明会日時は、町田市ホームページで確認してください。

ただけます。入学する学校の日時をご確認のうえ、出席して下さい。

【ご不明な点は学務課へお問い合わせ下さい。】

【学務課 ☎724・2176 FAX050・3161・7999】

【生涯学習NAVI 好き! 学び!】

市内や近隣で1〜3月に催される成人向けの講座・イベント等の情報を掲載しています。

【講座・イベント体験レポート】では、市民編集委員が講座等に参加した様子を紹介しています。

【配布場所】市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

【町田市ホームページでもご覧いただけます。】

【生涯学習センター ☎728】

【0071 FAX728・0073】

【音訳版、点訳版、SPコード版を配布します】

障がい者サービス ガイドブック

障がい福祉サービスや障がいに関する制度等の情報を掲載している「障がい者サービスガイドブック2015(改訂版)」の音訳版等を、1月12日(火)から配布します。

希望する方は、直接、電話またはFAXで障がい福祉課(市庁舎1階、☎724・2147 FAX050・3101・1653)へご連絡下さい(先着順)。

鶴見川流域水マスタープラン 改定記念シンポジウム

鶴見川流域水マスタープランは、策定から10年以上が経過し、策定後に生じた新たな課題等に対応するため、昨年12月に改定されました。

これを記念し、昨年の9月に発生した関東・東北豪雨の話題にも触れながら、これまでの取り組みを振り返り、今後を展望するシンポジウムを開催します。

【1月30日(土)午後1時30分〜4時30分】

【会場】鶴見川流域水マスタープラン協議会(国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、町田市、横浜市、川崎市、稲城市)主催です。

【1月30日(土)午後1時30分〜4時30分】

【参加者】300人(申し込み順)

【申し込み】FAX ☎724・2147 FAX050・3101・1653

オール東京特別徴収推進宣言

事業主の方へ 平成29年度から 個人住民税の 特別徴収を徹底します

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引いて納入する「特別徴収」が原則となっています。

東京都及び都内全62区市町村では、平成29年度から、すべての事業主の方に、原則特別徴収で納めていただくことを徹底しますので、給料から差し引く事務処理ができるようご準備をお願いします。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができ「納期の特例」があります。

【特別徴収のメリット】

○事業主の方

税額の計算は市で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。

○従業員の方

普通徴収(個人納付)の納期が原則年4回なのに対し、特別徴収は年12回のため、1回あたりの負担が少なく、毎月の給与から差し引くため、納め忘れがありません。

【市民税課 ☎724・2114、2117 FAX050・3085・6084】

ご家庭で生ごみの減量に 挑戦してみませんか?

【3R推進課 ☎797・0530 FAX797・5374】

【家庭用生ごみ処理機・たい肥化容器購入費補助制度】

家庭から出る燃やせるごみの約半分が、生ごみです。計画的な買い物や、食材を使い切る、食べ残しをしない等の工夫により生ごみは減らすことができます。また、水分を切ることで、悪臭を抑え、ごみの減量につながります。

また、生ごみ処理機等を利用すると、いつでも処理できるため、台所を清潔に保ち、活用できます。

生ごみ処理機等購入費の補助制度がありますので、ご利用下さい。

【生ごみ処理機購入後に申請書、請求書、領収書の写し(購入者氏名・メーカー・型式・基数・本体価格・購入店名・購入年月日を明記したもの)、保証書の写しを、直接または郵送で3R推進課(〒194-0202、下小山田町3

5・271・1494(受付時間)月〜金曜日(祝日を除く)の午前10時〜午後5時、町田市下水道総務課 ☎724・4290 FAX050・3161・6448

子育て中の方のための パソコン講習

早期再就職を目指している方を対象とした託児付きの講習です。

【1月26日(火)、27日(水)、28日(木)、いずれも午前9時30分〜午後4時、全3回】

【会場】町田市民フォーラム

【就職活動に必要な職務経歴書やパソコン(ワード・エクセル)で作成】

【160】へ。

【申請書・請求書などは環境政策課(市庁舎7階)、各市民センター等で配布しています(町田市ホームページでダウンロード可)。

【大型生ごみ処理機無料貸出し制度】

市内在住の10世帯以上で構成される団体に対して、大型生ごみ処理機を無料で貸し出します。詳細はお問い合わせ下さい。

【補助の概要】

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

補助の対象者

補助金額

補助対象の機器と数量

疑問にお答えします

Q 「生ごみ処理機」と「たい肥化容器」では何が違うの?

A 生ごみを処理する方法が異なります。生ごみ処理機…微生物による分解や乾燥等で、生ごみを処理する機械です。手動式と電動式があり、比較的短い期間でたい肥化ができます。たい肥化容器…土中の微生物等の働きで、生ごみを自然発酵・分解します。自然の動きを利用するため、電気を使いませんが、たい肥になるまで時間がかかります。

Q 機器はいくらぐらいするの?

A 生ごみ処理機(電動式)…約2〜8万円 生ごみ処理機(手動式)…約1〜2万円 たい肥化容器…3000〜9000円

Q どこで購入できるの?

A 生ごみ処理機は、家電販売店で購入できることが多いです。たい肥化容器は、ホームセンターや園芸関連のお店等で購入できます。

